

公安委員会定例会議の開催概要

第1 日時

平成30年8月8日午後1時00分～午後6時00分までの間

第2 全体会議

1 審議事項

なし

2 報告事項

(1) 留置業務に関する警察署支援施策の推進状況について

警察署の留置業務に係る負担軽減を目的とした支援施策の推進状況（平成30年4月2日から6月30日までの90日間）について、平日においては、警察署員延べ3,101人分（平日1日あたり50.0人分）、車両870台分の負担軽減効果が認められ、休日においては、警察署員延べ583人分（休日1日あたり20.8人分）の休日出勤の抑制について効果が認められた旨の報告があった。

(2) 防犯営業及び警備業指導等強化期間の実施結果について

6月1日から同月30日までの間、防犯営業（古物営業、質屋営業及び金属くず営業）及び警備業を営む者に適正な営業を行わせることを目的とした「防犯営業及び警備業指導等強化期間」の実施結果について報告があった。

(3) 平成30年上半期における少年非行等の情勢について（暫定値）

平成30年上半期における少年非行等の情勢について報告があった。

【委員発言】

○ 児童の自主防犯意識の向上に繋がるような広報啓発活動に配慮願いたい。

(4) G20大阪サミットに係る交通対策の推進状況について

G20大阪サミットに係る交通総量抑制対策、交通規制対策及び交通管制対策の進捗状況について報告があった。

【委員発言】

○ 自治体、事業者等との連携のほか、府民の理解を深め、協力を得るためにも効果的な情報発信に努めていただきたい。

(5) G20大阪サミット等の開催に伴う警察諸対策の推進について

G20大阪サミット等（第14回金融・世界経済に関する首脳会合及び関係閣僚会合）の開催を来年に控え、警備の万全を期するために、通達を示達の上、組織総合力の発揮に向けた警察諸対策を推進する旨の報告があった。

(6) 機動警察通信隊の活動結果等について

平成30年上半期における機動警察通信隊の活動結果等については、現場映像のリアルタイム提供による初動警察通信活動の件数は666件で、前年に比べ10件減少し、また、カメラ設置による捜査支援活動の件数は102件で、前年に比べ29件減少した旨の報告があった。

【委員発言】

- 捜査支援に尽力いただくことはもとより、現場の声も取り入れながら、より効果の上がる支援をお願いしたい。

第3 個別会議

1 決裁事項

(1) 運転免許取消対象事案について

運転免許取消対象事案について、審議の結果、78件の行政処分を決定した。

(2) 行政処分の処分変更について

行政処分の処分変更について報告があり、審議の結果、処分変更を決定した。

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反に係る代行聴聞結果について

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく行政処分1件（年少者接客業務従事禁止違反）について、審議の結果、再度、聴聞を実施することを決定した。

(4) 不服申立てに対する裁決について

ア 運転免許取消処分に対する審査請求事案

運転免許取消処分の取消し又は軽減を求めた審査請求事案1件について、審議の結果、当該処分は道路交通法施行令の基準に従い適正に行ったものであることから棄却とした。

イ 運転免許効力停止処分に対する審査請求事案

運転免許効力停止処分の取消しを求めた審査請求事案1件について、審議の結果、当該処分は道路交通法施行令の基準に従い適正に行ったものであることから棄却とした。

ウ 放置違反金納付命令処分に対する審査請求事案

放置違反金納付命令処分の取消しを求めた審査請求事案1件について、審議の結果、当該処分は道路交通法に基づき適正に行ったものであることから棄却とした。

エ 放置違反金納付命令に係る督促処分に対する審査請求事案

放置違反金納付命令に係る督促処分の取消しを求めた審査請求事案1件について、審議の結果、当該処分は道路交通法に基づき適正に行ったものであることから棄却とした。

(5) 特例施設占有者の指定について

遺失物法第17条に規定する特例施設占有者の指定1件について上申があり、可として決裁した。

(6) 交番、駐在所等の名称、位置及び所管区内に関する規則の一部改正について

箕面警察署止々呂美駐在所、羽曳野警察署西浦交番、富田林警察署白木交番及び東条駐在所及び赤阪駐在所、柏原警察署堅上駐在所、貝塚警察署橋本交番及び石才交番及び木積駐在所、泉佐野警察署長滝交番並びに黒山警察署東菩提交番の地番表示変更に伴い、「交番、駐在所等の名称、位置及び所管区に関する規則」の一部改正について上申があり、可として決裁した。

- (7) 風営法に基づく6月以上の営業休止に係る行政処分の決定について
風営法に規定する「6月以上の営業休止」に係る行政処分3件について、それぞれ風俗営業許可の取消しを決定した。
- (8) 警察職員等の援助要求について
警察法第60条第1項の規定に基づく警察職員等の援助要求1件について、可として決裁した。
- (9) 苦情及び意見要望の受理等について
 - ア 苦情1件について調査結果の報告があり、審議の結果、回答文を決定した。
 - イ 意見要望51件について受理報告があり、審議の結果、それぞれ処理方針を決定した。

2 報告事項

- (1) 監察案件について
監察案件について報告があった。
- (2) 7月中の懲戒等措置結果について
7月中の懲戒等措置結果について報告があった。
- (3) 行政処分取消訴訟について
行政処分取消訴訟について報告があった。
- (4) 街頭防犯カメラシステム等における複製データの提供状況について
街頭防犯カメラシステム等の複製データの提供状況について、平成30年4月から6月末までに集計された街頭防犯カメラシステムでの提供件数は268件であった旨の報告があった。
- (5) 処分取消請求控訴事件の終結について
大阪高等裁判所に控訴されていた処分取消請求控訴事件の判決について報告があった。
- (6) 交番移転に伴う所管区変更について
堺警察署阪和百舌鳥駅前交番が北堺警察署管内へ移転することから、名称を「百舌鳥交番」とし、所管区を変更する旨の報告があった。
- (7) 警察職員等の援助要求について
警察法第60条第1項の規定に基づく警察職員等の援助要求1件に係る専決事務の処理状況について報告があった。
- (8) 集団示威運動等に係る専決事務処理状況について
7月23日から7月29日までの間に受理した集団示威運動等の許可申請に係る専決事務の処理状況について報告があった。
- (9) 弁護士法に基づく照会書の受理について
当公安委員会に対し、弁護士法に基づく照会1件がなされた旨の報告があった。

以 上